

[市民グループ《「原発」国民投票を実現させる市民の会》への参加を呼びかけます]

「原発」をどうするのか。この極めて重大な案件は、行政府や立法府が勝手に決めることではなく、主権者である私たち一人ひとりの国民が決定権を握るべきです。任意のグループが行う「ネット投票」ではなく、国会が認めた公式の「原発」国民投票を実現することは決して夢物語ではありません。多数の主権者が望み、求めれば、実施されるのは当然の道理です。そのための市民グループ《「原発」国民投票を実現させる市民の会》を結成しようと考えています。

この会は、「脱原発」あるいは「原発推進」を呼び掛けるグループではありません。主権者が、原発の将来をどうするのかについて、直接の決定権を握るための国民投票を実現させることを目的として運動を進めるグループです。メンバー一人ひとりが「原発」についてどういった考えを持つかは自由ですが、会として、「脱原発」あるいは「原発推進」を呼び掛けることはしません。これは、市民の知恵と情熱で歴史的な住民投票を実現させた、新潟の「巻原発・住民投票を実行する会」や徳島の「第十堰住民投票の会」の活動スタイルに倣ったものです。

その結成準備のための会合を、東京・大阪で下記の通り行います。

・東京 5月20日（金）19時～

カタログハウス 会議室

http://www.cataloghouse.co.jp/company/profile/map_honsya.html

・大阪 5月22日（日）13時～

新大阪丸ビル新館 7F 710号室

<http://www.japan-life.co.jp/jp/conference/map.html>

当日は、今後の活動展開について意見交換を行うとともに、下記の「原発」国民投票法・市民案の草案（「原子力発電所の是非をめぐる国民投票の実施手続を定める法律案骨子（第1次素案）」）や国民投票実現のための「展開予定」についても議論します。参加費は500円・学生無料です。参加は自由ですので、ぜひお気軽にお越しください。ただし、会場準備の都合上、事前に参加する旨の連絡をしていただければ助かります。Eメール⇒ref@clock.ocn.ne.jp

[国民投票／住民投票] 情報室 今井一

原子力発電所の是非をめぐる国民投票の実施手続を定める法律案骨子

(第1次素案)

【基本的考え方】

1. 本法律案は、憲法改正の手続きを定める国民投票法（平成19年法律第51号）をもとに、任意・諮問型国民投票制度の一類型として制度設計する。
2. 本法律案は、衆参両院の憲法審査会が審査する（国会法102条の6参照）。
3. 本法律案は、超党派の議員による発議を想定する。
4. 本法律案は、予算を伴う。衆法では50名以上、参法では20名以上の賛成を要する。

一. 意義・目的

本法律案は、日本国内における既設の原子力発電所の稼働を継続することの是非、及び原子力発電所を新規に建設することの是非（以下、「国民投票案件」という。）に関して、国民投票を実施するための手続、その他必要な事項を定める。

— 想定される案件 —

下記3つの選択肢から1つを選ぶ

- ①これまで通り、現存する原子力発電所の稼働を認め、原子力発電所の新規建設も認める。
- ②現存する原子力発電所の稼働は認めるが、原子力発電所の新規建設は認めない。
- ③原子力発電所の新規建設を認めず、稼働中の原子力発電所を2026年までに順次閉鎖する。

二. 投票期日

本法律の施行後、両議院の議決によって、60日以後180日以内で定める。

三. 投票権

1. 年齢

満18歳以上の日本国民は、当該国民投票の投票権を有する。（国民投票法の規定を準用する）

2. 外国人

永住外国人は、当該国民投票の投票権を有する。（五. 国民投票運動も原則自由とする）

3. 投票権を有しない者

(1) 成年被後見人（国民投票法の規定を準用する）

(2) 公民権停止中の者

4. その他（国民投票法の規定を準用する）

投票人名簿の調製、期日前投票、不在者投票及び在外投票の手続等に関し、必要な規定を置く。

四. 国民投票広報協議会

1. 構成、議事手続（国会法及び国民投票法の規定を準用する）
（委員）衆院議員 10 名＋参院議員 10 名（計 20 名）
各会派の所属議員数に応じ、按分する。
（定足数）各議院から 7 名以上
（表決数）出席議員の 3 分の 2 以上（特別多数決）
2. 事務内容（3）を除き国民投票法の規定を準用する）
 - （1）国民投票公報の原稿の作成
 - （2）投票記載所に掲示する国民投票案件の要旨の作成
 - （3）国民投票案件広報放送、国民投票案件広報広告に関する事務（＝政党枠は除外する）
 - （4）その他、国民投票案件広報事務
3. 「国民投票公報」の内容（国民投票法の規定の一部を準用する）
 - （1）国民投票案件及びその要旨
 - （2）国民投票案件に関する賛成意見、反対意見及び参考意見
4. 「国民投票公報」の配付
すべての有権者に対し、投票期日の 10 日前までに配付する。

五. 国民投票運動・規制

1. 国民投票運動の定義（国民投票法の規定を準用する）
国民投票運動を国民投票案件に対し、賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為と定義し、「国民投票運動」及び「国民投票案件に対する意見の表明」は、原則自由である旨明記する。
2. 国民投票運動の規制（罰則）
 - （1）投票事務関係者（国民投票法の規定を準用する）
投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長
 - （2）特定公務員（国民投票法の規定を準用する）
中央選管の委員、中央選管の庶務に従事する総務省の職員、選管の委員及び職員、
国民投票広報協議会事務局の職員
⇔裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員
は可
 - （3）公務員・教育者（地位を利用した国民投票運動のみ禁止）（国民投票法の規定を準用する）
 - ・違反した場合でも罰則は設けない。但し、懲戒等の行政処分はありうる。
 - ・公務員法等の政治的行為の制限規定を除外する。
 - （4）スポット CM（＝国民投票運動のための放送広告）
国民投票期日より 30 日以内は、何人も禁止とする（違反行為に対する罰則は設けない）

- (5) 戸別訪問、文書図画、広告、ウェブサイト（ホームページ、ブログ、ツイッター）開設については、規制を設けない。
- (6) 買収・利害誘導罪（国民投票法の規定を準用する）
組織的多数人買収罪、利害誘導罪、買収目的交付罪
- (7) 投票の自由・平穩を害する罪（国民投票法の規定を準用する）
職権濫用による国民投票の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票箱開被罪、投票管理関係者・施設等に対する暴行罪等、多衆による国民投票妨害罪、投票所・開票所・国民投票会場等における凶器携帯罪
- (8) 投票手続に関する罪（国民投票法の規定を準用する）
詐偽登録罪、虚偽宣言罪、詐偽投票罪、投票偽造・増減罪、代理投票等における記載義務違反、立会人の義務を怠る罪

六. 投票及び開票

1. 投票案件

(略)

2. 投票用紙（国民投票法の規定を準用する）

投票用紙は、投票案件ごとに調製する。

3. 投票方式（国民投票法の規定を準用する）

- ・投票案件ごとの、個別投票とする。
- ・投票用紙にあらかじめ印刷された選択肢番号の一つを、○印で囲む。
- ・白票、複数記載、他事記載は、無効票とする。

4. 開票手続、結果の告示（国民投票法の規定を準用する）

開票管理者、国民投票分会、国民投票会、中央選挙管理委員会による結果の告示に関する規定を置く。

七. 国民投票無効訴訟

無効事由（投票管理執行上の手続違反、投票の自由妨害、集計の誤り）に係る瑕疵は、政治過程で治癒することが可能であり、規定は設けない。

八. その他

必要な規定の整備を行う。

以 上

「原発」国民投票 実現の流れ

(みなさんに具体的なイメージをもていただくために、仮の展開予定表を作ってみました)

- 2011年5月20日 「原発」国民投票を実現させる市民の会（「原発」国民投票の会）準備会
「原発」国民投票法・市民案の草案を発表
市民案作成のための意見交換会（東京）
- 2011年5月21日 市民案作成のための意見交換会（名古屋）
- 2011年5月22日 市民案作成のための意見交換会（大阪）
- 2011年6月18日 市民案作成のための意見交換会（東京）
- 2011年6月19日 市民案作成のための意見交換会（名古屋）
- 2011年6月19日 市民案作成のための意見交換会（京都）
↓
（各地で意見交換会）
- 2011年7月14日 市民案に関する意見交換会（最終・東京）
- 2011年7月15日 「原発」国民投票法・市民案を確定し発表
「原発」国民投票法・市民案を衆参両院の各会派に届ける
- 2011年8月5日 超党派議員が「原発」国民投票法案を衆議院に提出
- 2011年8月23日 衆議院本会議にて趣旨説明
- 2011年8月25日 衆議院憲法審査会にて「原発」国民投票法案の審査を開始
- 2011年9月8日 衆議院憲法審査会にて「原発」国民投票法案を可決
- 2011年9月9日 衆議院本会議にて「原発」国民投票法案を可決（参議院送付）
- 2011年9月12日 参議院本会議にて趣旨説明
- 2011年9月14日 参議院憲法審査会にて法案審査を開始
- 2011年9月30日 参議院憲法審査会にて可決
- 2011年10月3日 参議院本会議にて可決・成立
- 2011年10月6日 「原発」国民投票法公布・施行
- 2011年10月27日 「原発」国民投票 告示**
テレビのスポットCMは禁ずるが、街頭宣伝、ネットでの宣伝、戸別訪問、集会、公開討論会など、運動は原則すべて自由。
個人・グループでのPR合戦を2か月にわたって展開。
- 2011年11月11日 国民投票公報をすべての有権者に配布（11日が期限）
- 2011年11月28日 「原発」国民投票 期日前投票 開始
- 2011年12月11日 「原発」国民投票 実施**
- 2011年12月12日 政府と議会が、投票結果について認め、投票結果を反映する法手続き、政策決定を行うことを宣言する。